

議案第10号

逗子市デイサービスセンター条例の一部改正について

逗子市デイサービスセンター条例の一部を次のように改正する。

平成29年2月22日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

逗子市デイサービスセンター条例（平成17年逗子市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス」を「第41条第1項、第53条第1項及び第115条の45第1項に規定する指定居宅サービス等」に改める。

第7条を次のように改める。

（指定管理者の指定等）

第7条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 指定管理者を公募する時間的余裕がないことが明らかであるとき。
 - (2) 公募の方法によらないことについて合理的な理由があるとき。
- 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、市長が公示する期日までに事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、別に定める基準に最も適合していると認めた者を指定管理者の候補として選定し、議会の議決を得て指定するものとする。
- 4 市長は、前項の指定管理者の候補を選定するに際しては、第10条に規定する逗子市デイサービスセンター指定管理者候補選定委員会に諮問しなければならない。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(逗子市デイサービスセンター指定管理者候補選定委員会)

第10条 センターの指定管理者の候補を選定するため、逗子市デイサービスセンター指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に必要な事項は、規則で別に定める。

別表介護保険法の規定による介護サービスの項中「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）及び厚生大臣が定める一単位の単価（平成12年厚生省告示第22号）」を「介護保険法第41条及び第53条の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準並びに介護保険法第115条の45の3の規定に基づき厚生労働省令で定めるところ」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

デイサービスセンター指定管理者にかかる選定委員会について、附属機関として設置等をするに当たり、改正の要あるため提案する。